

審議結果

審議会等名称	第 71 回神奈川県情報公開・個人情報保護審議会
開催日時	令和 8 年 6 月 1 日（月曜日） 10：30 ～ 11：50
開催場所	県庁新庁舎 9 階 議会第 8 会議室（オンライン会議併用）
出席者	天野 晴子、井原 綾子、小野 真由美、齋藤 宙也【副会長】、 鈴木 達也、友岡 史仁、鳥越 真理子、人見 剛【会長】 事務局（情報公開広聴課長ほか 5 名）
次回開催予定日	未定
所属名、担当者名	政策局政策部情報公開広聴課 塩野、野澤、中尾
掲載形式	議事録全文
議事録概要とした理由	－

審議経過

第 71 回神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

- 1 会長及び副会長の選出について
- 2 情報公開・個人情報保護審議会の運営について
- 3 学校と警察との情報連携制度の運用状況について
- 4 住民基本台帳法施行条例に規定する事務の追加について
- 5 住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策の措置状況及び遵守状況について
- 6 個人情報ファイル簿・個人情報事務登録簿の作成等の概要について

1 会長及び副会長の選出について

○事務局 はじめに、議題（１）「会長及び副会長の選出について」について御審議いただきたいと存じます。審議会規則第４条第２項の規定により、会長、副会長の選出は、委員の互選により定めることになっております。互選の方法は特に規定はございませんが、第８期の審議会では口頭による推薦の方法を採ってございました。今回の第９期についても、口頭による推薦ということによろしいでしょうか。

（異議なし）

○事務局 それでは、口頭による推薦をお願いします。まず、会長の選出から行いたいと思います。会長に推薦したい委員がいらっしゃる方は御発言願います。

○鈴木委員 御苦勞をお掛けしますが、引き続き人見先生にお願いできればと思います。いかがでしょうか。

○事務局 他に推薦はございませんか。鈴木委員が人見委員を会長に推薦されましたので、人見委員に会長をお願いすることとしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

○事務局 人見委員が会長に互選されましたので、ここからの議事運営は人見会長にお願いします。どうぞよろしくお願いいたします。

○人見会長 ただいま第９期会長を仰せつかりました、早稲田大学の人見と申します。どうぞよろしくお願いいたします。第９期委員構成表を拝見して、私もついこの間、こちらの審議会のメンバーになった気持ちでございましたが、いつの間にか最も古株の５期目となりました。残された任期もしっかりと当審議会を運営できるよう努めてまいりますので、皆様もどうぞ御協力をお願いします。

○人見会長 それでは、副会長を選出します。私としては、齋藤委員を副会長に推薦したいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

○人見会長 ありがとうございます。それでは、齋藤委員に副会長をお願いします。齋藤副会長から、御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○齋藤副会長 弁護士の齋藤です。審議会自体が年２回程の開催であるため、まだ数回しか参加していない中、先輩方を前にして、２期目にして副会長をやるということで緊張し

ている部分ではありますが、人見会長と一緒により良い審議が実現できるように努めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○人見会長 ありがとうございます。それでは、第9期はこのような体制で進めさせていただきます。

2 情報公開・個人情報保護審議会の運営について

○人見会長 まず、議題（2）「情報公開・個人情報保護審議会の運営について」を審議いたします。事務局から御説明をお願いします。

【情報公開広聴課が資料1により説明】

○人見会長 ありがとうございました。ただいまの御説明について、委員の皆様から御意見や御質問がありましたら、御発言をお願いします。

○人見会長 それでは、今後の審議会の運営については、事務局から御説明のあった内容に即して運営していくこととします。

3 学校と警察の情報連携制度の運用状況について

○人見会長 次に、議題（3）「学校と警察との情報連携制度の運用状況について」にまいります。こちらは、毎年度審議会で報告を受けている事項です。御質問に、よりの確に回答するため、所管課の職員を呼んでおりますので、所管課から報告をお願いします。

【学校支援課が資料2－1により説明】

○人見会長 ありがとうございました。ただいまの報告について、委員の皆様から御意見や御質問がありましたら、御発言をお願いします。

○天野委員 御報告ありがとうございます。運用状況の御説明、よく分かりました。令和7年度に警察から学校へ提供した事案の件数が非常に多かったという御説明がありましたが、このうち、逮捕又は身柄通告された事案の中には、児童、生徒が被害者であって、それに対して危害を及ぼした人が逮捕等されたケースと、児童、生徒自身が問題を起こしたケースがいずれも含まれている、という理解で間違いないでしょうか。その辺りが少し分かりにくいと思いましたのでお伺いします。

○学校支援課 逮捕又は身柄通告された事案については、生徒が被害者であるケースと加害者であるケースがいずれも含まれております。身柄通告された事案には、主に児童虐待として身柄通告されたもの、親の監護に服さない要保護児童として身柄通告されたもの、触法事案として14歳未満の少年が罪を犯して児童相談所に身柄通告されたもの

という3つの類型があります。主な類型ごとの具体的な件数は把握しておりません。

○**天野委員** ありがとうございます。逮捕又は身柄通告された事案の件数について、生徒が加害者であるのか、被害者であるのかが少し分かりにくいと思いましたので御質問させていただきましたが、ただいまの御説明でよく分かりました。

○**人見会長** ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

○**小野委員** 警察から学校へ情報提供したケースの件数が過去最多だった一方、学校から警察への情報提供については、学校と家庭の連携によって解決が図られたという御説明がありましたが、制度の運用上、学校が警察への通報を行うと判断するときのしつづ、その心理的なハードルは非常に高いと推察します。教育の現場において、判断に係るしつづ等の課題はあるのでしょうか。

○**学校支援課** 学校現場では被害生徒に関わる相談事案が多々ありますが、被害生徒もしくは保護者が、学校を介さず直接警察に相談するケースがかなり多くあります。学校から警察に対する情報提供の対象として主に想定されるのは犯罪被害にあうおそれのある事案ですが、学校で犯罪被害のおそれがあると認知する前に、不安を覚えた被害生徒等が学校よりも先に警察に相談するケースが多々あることから、学校から警察への情報提供がなかったものです。

○**小野委員** ただ今の御説明で、犯罪被害にあうおそれのある事案についてはよく分かりました。その他、違法行為を繰り返している事案や、生命・身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要がある事案に係る情報提供については、学校現場において、運用上の課題等はあるのでしょうか。

○**学校支援課** まず、緊急かつやむを得ない事案については、昨年度、警察から学校に対して2件の情報提供がありました。女子生徒に対してわいせつ画像を求めた上、これに応じなければ危害を加える旨を告知して脅迫したことから、それを警察が認知し、学校に情報提供した事案等があります。緊急かつやむを得ない必要がある事案は、学校内で起こるケースよりも、自宅や私生活において不安を覚えて警察に通報するケースが多いため、このような件数になっております。

違法行為を繰り返している事案については、補導措置の対象となる喫煙や深夜徘徊といった行為を繰り返しているだけでは違法行為として捉えず、実際に事件を起こした犯罪行為を違法行為として捉えます。犯罪行為を繰り返している事案については、やはり警察が先に認知するケースが多く、また犯人が生徒であるか否かについても、警察が先に捜査した上で逮捕等し、学校に連絡するケースが多いです。そのため、学校から警察に対する情報提供はどうしても少なくなっているのが現状です。

○**人見会長** ありがとうございます。小野委員、いかがでしょうか。

○**小野委員** 御説明で状況はよくわかりました。ありがとうございます。

○**人見会長** ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

○**井原委員** 御説明ありがとうございます。警察から学校への情報提供は、子どもが逮捕又は身柄通告された事案がほとんどだということですが、逮捕や身柄通告される事案が

数多くある中で、数としては限られた事案の情報提供になっていると思います。具体的にどのような場面で情報提供するか、その判断要素があれば教えていただけないでしょうか。

○学校支援課 情報提供の対象は逮捕又は身柄通告された事案と決まっておりますので、生徒が逮捕されていれば、警察から学校に必ず連絡します。また、児童相談所に身柄を引き渡している事案についても、警察から学校に必ず連絡をすることになっておりますので、実際に逮捕又は身柄通告している事案は全て情報提供されます。

○井原委員 県が所管していない学校の生徒の事案についても全件情報提供されているのでしょうか。

○学校支援課 本制度は、神奈川県警察本部と神奈川県教育委員会との間で締結した協定に基づく情報提供ですので、神奈川県警が、協定を結んでいる県内の学校の生徒を逮捕等した事案のみが対象となります。

○人見会長 ありがとうございます。警察から学校に情報提供された件数が急激に増加しているようです。学校での非行等は、学校の中で解決することがベストだと思いますので、学校から警察への情報提供の件数は少なければ少ないほどよいと思います。他方で、警察から学校への情報提供については、学校が教育機関として生徒の情報を取得する必要があると思いますが、情報提供の件数が急激に増加しているのは、逮捕又は身柄通告されるような問題事案が増加している表れであるように見えます。そのような理解でよろしいでしょうか。

○学校支援課 少年非行事案の件数自体は令和6年度から横ばいとなっておりますが、令和6年度から令和7年度にかけて、身柄通告された事案は44件、逮捕された事案は24件増加しております。身柄通告された事案の中には、虐待の被害を受けた児童についてなされたものが含まれています。件数の増加理由について県警に確認したところ、身柄通告が増加しているのは、近年虐待に起因する重大事件が発生していることを踏まえ、最悪の事態を想定して取りこぼしのないよう丁寧に対応していることが理由であるとのことです。逮捕事案が増加しているのは、薬物乱用少年や、強盗、乗り物盗やひったくり等の街頭犯罪を敢行する少年が増加し、早急に逮捕しなければならない事案が増加したことが理由であるとのことです。全体的な犯罪の件数は令和6年度よりやや減少していますが、児童虐待事案に丁寧に対応していることや、県民の方が不安を覚える罪を犯した少年をしっかりと逮捕していることが、御質問のあった件数の増加につながっていると考えられます。

○人見会長 ありがとうございます。他に御質問等はございますか。

○鈴木委員 運用状況報告書によれば、個人情報保護の観点からも適切に運用されていたとのことで、大変よいことだと思います。最近ニュースになっている、栃木県で発生した事件について、現場が栃木県なので、一義的には栃木県警察が捜査をして少年を逮捕していますが、報道されている範囲では、それが神奈川県内に住む高校生であると報じられています。栃木県警察が逮捕している以上、本協定の枠の外にあるわけですが、こ

の場合の情報連携の運用はどのようになっているのでしょうか。

○学校支援課 他都道府県の警察が神奈川県内の学校の生徒を逮捕等した場合には、情報提供は行われません。そのため、栃木県の事案については、本制度に基づく情報提供は行われていないと思います。

○鈴木委員 逮捕されたのは川崎市や相模原市に在住している少年であると報じられていますが、本制度に基づく情報提供は行われておらず、今年度の数字として計上されることはないということで承知しました。もう1点、これは要望です。逮捕又は身柄通告された事案として、加害者と被害者がまとまって計上されていますが、傾向を把握するためには、両者を分けたほうがよいと思います。今後、うまく切り分ける整理ができるのであれば、そのようにしていただければと思います。

○学校支援課 運用状況一覧の表の下に、件数の内数として身柄通告された件数を記載しています。身柄通告と犯罪被害は必ずしも一致するわけではありませんが、逮捕と身柄通告の内訳はわかるようになっています。ただ、わかりづらいと思いますので、逮捕事案と身柄通告事案をそれぞれ明記するか否か検討します。

○鈴木委員 表の中でその内訳がわかるように記載いただけるのであれば、そのような記載をお願いできればと思います。

○人見会長 ありがとうございます。児童や生徒の個人情報、捜査機関と教育機関との間で自由にやり取りしてしまうと個人情報保護の見地から問題が生じるため、神奈川県警察本部と神奈川県教育委員会との間で協定を締結し、その運用状況について毎年当審議会に報告していただいております。私は、学校から警察に対して児童や生徒の個人情報を自由に流してしまうということを危惧してこのような制度になっていると考えています。教育的な見地からの、捜査機関と教育機関との意思疎通の問題というより、もっぱら児童や生徒の個人情報保護の見地からの問題ですので、栃木県で起きた事件についても、栃木県警察から神奈川県の学校への情報提供は十分考えられることではありますが、個人情報保護の観点からは、神奈川県で運用しているシステムとは必ずしも合わないということだと思います。

○人見会長 この件は報告事項ですので、この程度にしたいと思います。

4 住民基本台帳法施行条例に規定する事務の追加について

○人見会長 次の議題（4）及び議題（5）の、住民基本台帳法で定める本人確認情報の保護に関する案件の事務局は市町村課です。まず、議題（4）「住民基本台帳法施行条例に規定する事務の追加について」です。本件は、諮問事項となります。事務局から御説明をお願いします。

【市町村課が資料3—1により説明】

○人見会長 ありがとうございます。ただいま、丁寧に御説明いただきましたが、委員の皆様から、御質問や御意見がありましたら、御発言をお願いします。

○齋藤副会長 結論については、特に異議はないのですが、組織的なところ、仕組みについて、頭の整理をさせていただければと思います。そもそも交通指導課の放置違反金センターは、警察本部内にあるということですか。

○市町村課 今回の所管課である交通指導課は、神奈川県公安委員会の組織の一部です。

○齋藤副会長 公安委員会は知事とは別の執行機関になるため、特別な根拠がないといけないということですね。一方で、住民票そのものは各市町村が持っている、少なくとも元データはあると思いますが、本人確認情報に当たるものについては、市町村課において常時閲覧できる状況なのでしょうか。

○市町村課 住民基本台帳法により、市町村が持つ住民票の情報のうち、先ほど説明させていただいた本人確認情報等、すなわち氏名、住所、生年月日、性別、住民票コード、個人番号及びこれらに関わる変更情報のみが、住民基本台帳ネットワークを通じて各市町村から神奈川県のシステムに通知されております。神奈川県知事保存本人確認情報として、その情報を保存しておりまして、住基法に規定されている事務や、神奈川県の住基条例で規定している事務において、それを根拠に住民の情報を使用しております。

○齋藤副会長 本人確認情報の範囲では、もう既に市町村課で住基ネットを使用して閲覧できるということでしょうか。

○市町村課 はい。規定されている事務で使用することができます。

○齋藤副会長 一方で、放置違反金センターのほうは既存の端末を使うことになっています。これまでは違反金センターの端末からは閲覧できなかったところ、この本人確認情報についてアクセス権を与えるようなイメージなのでしょうか。

○市町村課 イメージはその通りですが、交通指導課は、今年度から名称が変更になった部署であり、これまでも駐車対策課という名称で放置違反金の納付命令にかかる事務を所管しておりました。当該事務は、既に住基条例の別表第三に規定されているため、現状でも、交通指導課の他の事務において、神奈川県知事が保存する本人確認情報等を確認できる状態です。

○齋藤副会長 条例への追加により、違反金センターがアクセスできる場面が増えるということですね。改正条例の施行はいつでしょうか。

○市町村課 令和9年1月1日を予定しております。

○齋藤副会長 ありがとうございます。

○人見会長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

○鈴木委員 このタイミングで追加する理由は何かあるのでしょうか。

○市町村課 毎年1月頃に、条例に新規追加する事務があるか、知事部局の所属とその他の執行機関の所属に照会しており、今回、件数がある程度見込めるということで、交通指導課の車両使用制限命令に関する事務における利用希望がございましたので、このタイミングで追加するものです。

○鈴木委員 法改正があつてそれに対応する、というわけではないということでしょうか。

○市町村課 特にそのような事情はなく、利用希望の時期がこのタイミングになったということです。

○鈴木委員 これまでこの事務を条例に規定していなかったことに、何か積極的な理由があつたのでしょうか。個人情報保護の観点からこれを除外していたのであれば、一つの論点になると思います。

○市町村課 交通指導課には、そういった理由等を詳しく聞いていないのですが、住民票の公用請求を行っている事務や、住民の方から住民票の写しを提出していただいている事務について、住民基本台帳ネットワークで置き換えることができる場合は、積極的に使用するよう国からの通知等が来ておりましたので、基準に当てはめた上で、今回の事務は適合しているものと考え、費用対効果の面も踏まえて、条例に追加していこうという意図はあるかと考えております。

○鈴木委員 分かりました。

○人見会長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。以前、この審議会において、本件と類似した警察関係の事務を条例に追加するという案件があり、その際、他の都道府県での利用状況をお聞きした気がするのですが、今回の事務はいかがでしょうか。

○市町村課 今回追加する事務については、既に京都府で利用できる状態になっております。

○人見会長 全国的にはまだそれほど広がっておらず、神奈川県は比較的早く利用を開始するということになるかもしれません。警察は独自に車両使用者の氏名や住所等を把握していると思いますが、それと現実の住所等が必ずしも合っていないというケースはそれほど多いのでしょうか。

○市町村課 交通指導課によれば、警察庁から提供されるのは車検証上の情報であり、住民票の情報とは異なり、転居しても変更されないという方が一定数いるとのこと。聴聞通知書が返戻されるのを防ぐために、住民票上の住所を確認して、確実に到達するよう事務を行っていると考えております。

○人見会長 実際にそこまで不一致が生じるものなのか少し疑問に思いますが、一定程度合理化に資するということで、神奈川県としては、個人情報の結合に関して当審議会でも慎重に審査し、その基準についても丁寧に説明していただき、基準を満たすということになりました。従前も、結論としては認めてきているところですが、いかがでしょうか。知事からの諮問について、これから答申案をお示ししたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは、答申案の説明をお願いします。

【市町村課が資料３—２により説明】

○人見会長 ありがとうございます。当審議会が定めた、事務の追加に関する基準に照らして、本件事務はその基準を満たすという事務局からの御説明がありました。これを受け

て、新たに車両使用制限命令に関する事務において、本人確認情報等を公安委員会に提供するという条例改正を認めるという答申案になります。よろしいでしょうか。それでは、この案の通り答申することとします。事務局は手続を進めていただければと思います。

5 住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策の措置状況及び遵守状況について

○人見会長 次に、議題（５）「住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策の措置状況及び遵守状況について」です。こちらは毎年の審議会で報告を受けている事項です。事務局から御説明をお願いします。

【市町村課が資料４により説明】

○人見会長 ありがとうございます。ただいまの報告について、委員の皆様から御質問や御意見がありましたら、御発言をお願いします。

○人見会長 この件は報告事項ですので、これで終了としたいと思います。ありがとうございました。

6 個人情報ファイル簿・個人情報事務登録簿の作成等の概要について

○人見会長 次に、議題（６）「個人情報ファイル簿・個人情報事務登録簿の作成等の概要について」です。個人情報ファイル簿・事務登録簿の新規登録等について、事務局から報告をお願いします。

【情報公開広聴課が資料５により説明】

○人見会長 ありがとうございました。ただいまの報告について、委員の皆様から御質問や御意見がありましたら、御発言をお願いします。

○人見会長 この件は報告事項ですので、報告を承ったということにしたいと思います。